



平成28年7月20日

## プレスリリース

報道各位

### 理事会決議事項について

平成28年7月20日開催の第232回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

#### 1) 業務規程一部変更（案）の件（資料1）

原案どおり承認された

\*本決議を踏まえ、同日付で農林水産大臣に当該変更の認可申請を行いました。

#### 2) 役員の兼職の件

原案どおり承認された

#### 3) 米穀鑑定人会委員の補充選任の件

一般財団法人日本穀物検定協会関東支部 業務部業務課 課長 溝口裕介氏

を委員に選任することが原案どおり承認された

以上

## 変更理由書

米穀の先物取引については、これまで新穀の取引開始時期に合わせて、取引ルール等の見直しを実施してきた。そうしたこともあり、取引量は着実に増加してきたが、生産者や集荷業者等の参加促進については引き続きの課題となっていました。昨年、試験上場の再延長の認可を受けてから、その方策について検討してきた。

その結果、生産者や集荷業者等のニーズに応えるためには、既存の「東京コメ」(業務用米を対象)、「大阪コメ」(コシヒカリを対象)では、①取引(受渡)単位が大きい(12t、3t)こと、②リスクヘッジ機能を十分に活用するには取引期限が短い(6ヶ月)こと、③受渡しにおいて現物取引で一般的な決済書類(荷渡指図書)が使用されていないことなどが妨げとなっていました。また、受方たる現物調達サイドからは、④受渡銘柄を選択できないことが最大のリスクとの指摘が多いことを受け、今般、次のような規定変更を行うこととした。

### 《主な変更点》

- 生産者(法人)のニーズを踏まえ、取引(受渡)単位を小口化(1.5t)する。
- 次年産の生産計画の検討時において、あらかじめその販売価格を確定できるようにするため、取引期限を最長 12ヶ月先とする。
- 受渡し場所を倉荷証券発券倉庫以外にも拡大できるようにするため、受渡決済時の書類を現物取引で一般的なもの(荷渡指図書)にする。
- 受方の利便性向上のため、産地品種銘柄を特定した取引とし、標準品(基準銘柄)を個別銘柄とする。銘柄については、生産量が多く、当業者の要望が高い「新潟県産コシヒカリ」を選定する。

当該変更にあつては、既存の「大阪コメ」の改変で対応することも検討したが、数ヶ月間、新旧取引ルールが混在することによる関係者の混乱を避けるため、標準品及び関連する取引ルールの追加で対応することとした。

なお、これまでのルール変更等が新穀の取引開始時期に合わせて実施してきたことに照らし、1年先の新穀 10月限をターゲットに、本年 10月から取引を開始する。

業務規程の変更箇所

1. 農産物市場の米穀の標準品に「新潟コシ(新潟県産コシヒカリ)」を追加する。(第 8 条)
2. 標準品「新潟コシ(新潟県産コシヒカリ)」に関連する取引ルールを次のとおり追加する。
  - (1) 納会日は、偶数月の 20 日とする。(第 3 条)
  - (2) 取引の期限は、12 ヶ月以内の偶数月とする。(第 7 条)
  - (3) 価格表示は1俵あたり 10 円刻みとし、取引(受渡)単位は、1.5 トンとする。(第 9 条)
  - (4) 値幅の制限の解除日は、納会月の11日とする。(第 22 条)
  - (5) 受渡日の日時は、納会日の2営業日後の午後1時とする。(第 88 条の 23)
  - (6) 受渡書類は、荷渡指図書とする。(第 88 条の 28)
  - (7) (6)に伴う文言整理を行う。(第 88 条の 33、第 88 条の 34 及び第 88 条の 37)
  - (8) 受渡決済に係る書類提出の規定を追加する。(第 154 条)
3. その他の文言整理(第 88 条の 38、第 163 条)

# 業務規程の一部変更

資料1  
大阪堂島商品取引所  
下線部は変更箇所

第1章 商品市場及び立会の開閉・停止		現 行	
第1条・第2条	省 略	第1条・第2条	省 略
<b>(当月限納会日及び取引最終日)</b>			
第3条 現物先物取引における当月限の立会は、次に掲げる日（当日が休業日とするときは、順次繰り上げる。）以下「当月限納会日」という。）の前場限りとする。		第3条 現物先物取引における当月限の立会は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前場限りとする。	
(1) (2) 省 略	イ 大阪コメ（第8条第2項第4号イの大阪コメをいう。以下同じ。）毎月の10日口 東京コメ（同号口の東京コメをいう。以下同じ。）毎月の20日ハ 新潟コシ（同号ハの新潟コシをいう。以下同じ。）偶数月の20日	(1) (2) 省 穀	イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀にあつては毎月の10日口 同号の口に定める米穀にあつては毎月の20日 (新 設)
2・3 省 略	(4)～(7) 省 略	2・3 省 略	(4)～(7) 省 略
第4条・第5条	省 略	第4条・第5条	省 略
<b>(当月限納会日及び取引最終日)</b>			
第3条 現物先物取引における当月限の立会は、次に掲げる日（当日が休業日とするときは、順次繰り上げる。）以下「当月限納会日」という。）の前場限りとする。		第3条 現物先物取引における当月限の立会は、次に掲げる日（当日が休業日とするときは、順次繰り上げる。）以下「当月限納会日」という。）の前場限りとする。	
(1) (2) 省 略	イ 大阪コメ（第8条第2項第4号イの大阪コメをいう。以下同じ。）毎月の10日口 東京コメ（同号口の東京コメをいう。以下同じ。）毎月の20日ハ 新潟コシ（同号ハの新潟コシをいう。以下同じ。）偶数月の20日	(1) (2) 省 穀	イ 第8条第2項第4号のイに定める米穀にあつては毎月の10日口 同号の口に定める米穀にあつては毎月の20日 (新 設)
2・3 省 略	(4)～(7) 省 略	2・3 省 略	(4)～(7) 省 略
第4条・第5条	省 略	第4条・第5条	省 略
<b>第2章 取引の対象等、期限、呼値及び単位</b>			
<b>第1節 現物先物取引及び実物取引</b>		<b>第1節 現物先物取引及び実物取引</b>	
第6条	省 略	第6条	省 略
<b>(取引の期限)</b>			
第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。		第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。	
(1) 農産物市場イ～ハ 大阪コメ及び東京コメにあつては、毎月その当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月によるも		(1) 農産物市場イ～ハ 大阪コメ及び東京コメにあつては、毎月その当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月によるも	
を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月にあつては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各偶数限月によるものとする。		を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月によるものとする。	
ホ 省 略	ホ 省 略	ホ 省 略	ホ 省 略

(取引の期限)  
第7条 本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。  
(1) 農産物市場イ～ハ 大阪コメ及び東京コメにあつては、毎月その当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月にあつては、毎偶数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した6か月以内の各限月によるものとする。

## 業務規程の一部変更

### 資料1

大阪堂島商品取引所  
下線部は変更箇所

	(2)～(4) 省 略	変 更	現 行
2	2 省 略	(2)～(4) 省 略	(2)～(4) 省 略
	(現物先物取引の標準品等)	(現物先物取引の標準品等)	(現物先物取引の標準品等)

第8条 現物先物取引は、標準品による格付受渡しの方法によるものとし、その標準品、格付による受渡供用品及び格付表（米穀にあつては価格調整表）という。以下同じ。）その他格付に関する事項は、理事会がこれを定める。

2 現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省 略

(4) 米 穀

イ 大阪コメ（滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリをいう。）  
ロ 東京コメ（栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ及び千葉県産ふさこがねをいう。）  
ハ 新潟コシ（新潟県産コシヒカリをいう。）

なお、イからハまでのいづれにあっても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ產地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。

(5)～(9) 省 略

3 現物先物取引の受渡供用品は、別に定める格付表の一に該当するものに限る。

4 第1項の規定による受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ產地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品に限る。

5 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、次により行うものとする。

(1) 大豆及び小豆  
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。

(2) とうもろこし  
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前月15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。

(3) 米 穀  
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、第8条第2項第4号のイに定める米穀にあつては新甫発会日の属する月の前月の最終営業日までに、同号のロに定める米穀にあつては新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。

(4) 精糖及び粗糖  
受渡供用品の銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前月15日までにこれを定め、当該新甫から適用する。

# 業務規程の一部変更

## 資料1

大阪堂島商品取引所  
下線部は変更箇所

変更	現行
(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位) 第9条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおり とし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。 種類 呼値 呼値の単位 取引単位及び受渡単位 (1)～(3) 省 略 (4) 米穀 イ 大阪コメ 1俵(60キログラム) 10円 1枚( 3,000キログラム) ロ 東京コメ 1俵(60キログラム) 10円 1枚(12,000キログラム) △ 新潟コシヒカリ 1俵(60キログラム) 10円 1枚( 1,500キログラム) (5)～(9) 省 略 第10条～第18条 省 略	(5) 冷凍えび 受渡供用品の銘柄及び格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の 前月の最終営業日までにこれを定め、当該新甫から適用する。 6 第3項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情によ り特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合に おいて、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事 会がこれを定める。

## 第3章 取引の契約の締結及びその制限

### 第1節 現物先物取引及び実物取引

第19条～第21条 省 略

#### (値幅の制限)

第22条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。  
2 前項の規定による制限値段は、現物先物取引にあっては前営業日における第  
41条に規定する帳入値段、実物取引にあっては前営業日における最終約定値段  
を基準値段とし、同値段の100分の15の範囲内において理董事会が定めた制限値  
額を加減した値段とする。

### 第2節 現物先物取引及び実物取引

第19条～第21条 省 略

第22条 売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。  
2 前項の規定による制限値段は、現物先物取引にあっては前営業日における第  
41条に規定する帳入値段、実物取引にあっては前営業日における最終約定値段  
を基準値段とし、同値段の100分の15の範囲内において理董事会が定めた制限値  
額を加減した値段とする。

# 業務規程の一部変更

## 資料1

大阪堂島商品取引所  
下線部は変更箇所

変更	現行
3 前二項の規定は、大豆、小豆及び精糖にあつては当月限納会日の属する月の15日以降、どうもろこし、 <u>大阪コメ</u> 、 <u>東京コメ</u> 及び <u>新潟コシ</u> にあつては当月限納会日の属する月の1日以降、 <u>東京コメ</u> 及び <u>新潟コシ</u> にあつては当月限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定には適用しない。	3 前二項の規定は、大豆、小豆及び精糖にあつては当月限納会日の属する月の15日以降、どうもろこし、 <u>大阪コメ</u> 、 <u>粗糖</u> 及び <u>冷凍えび</u> にあつては当月限納会日の属する月の1日以降、 <u>同号の口に定める米穀</u> にあつては当月限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定には適用しない。
ただし、本所が理事会の決議をもつて特に必要があると認めるとときは、この限りでない。	ただし、本所が理事会の決議をもつて特に必要があると認めるとときは、この限りでない。
4～6 省 略	4～6 省 略
第23条～第88条の21 省 略	第23条～第88条の21 省 略
第5章 受渡し	第5章 受渡し
第4節 米穀	第4節 米穀
第88条の22 省 略	第88条の22 省 略
(受渡しの日時)	(受渡しの日時)
第88条の23 現物先物取引の受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、 <u>次の とおりとする。</u>	第88条の23 現物先物取引の受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、 <u>当月 限納会日の5営業日後</u> とする。
(1) <u>大阪コメ</u> (2) <u>東京コメ</u> (3) <u>新潟コシ</u>	(1) <u>当月限納会日の5営業日後</u> (2) <u>当月限納会日の2営業日後</u> (3) <u>(新設)</u>
2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。 3 渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入期限は、当該受渡日の午後1時とする。	2 実物取引の受渡日は、受渡約定日とする。 3 渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入期限は、当該受渡日の午後1時とする。
第88条の24～第88条の27 省 略	第88条の24～第88条の27 省 略
(受渡書類の条件)	(指定倉荷証券の条件)
第88条の28 受渡書類は、次のとおりとする。	第88条の28 指定倉荷証券は、产地品種銘柄、産年及び等級が同一のもので、第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。
(1) <u>大阪コメ</u> (2) <u>東京コメ</u> (3) <u>新潟コシ</u>	(1) <u>指定倉荷証券</u> (2) <u>指定倉荷証券</u> (3) <u>本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書</u>

# 業務規程の一部変更

資料1  
大阪堂島商品取引所  
下線部は変更箇所

変更	現行
2 指定倉荷証券及び荷渡指図書は、產地品種銘柄、産年及び等級が同一のもので、第9条の受渡単位ごとに1通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならぬ。	(新設)
第88条の29～第88条の32 省略	第88条の29～第88条の32 省略
(受渡諸経費の分担) 第88条の33 受渡日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。 2～5 省略	(受渡諸経費の分担) 第88条の33 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。 2～5 省略
(受渡書類提供後の滅失又はき損) 第88条の34 渡方が受渡書類を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損したは、渡方の負担とする。 2 前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。 3 渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもつて受渡しをするときは、受渡日翌日から5営業日以内にこれを行うものとする。	(受渡書類提供後の滅失又はき損) 第88条の34 渡方が指定倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損したは、渡方の負担とする。 2 前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。 3 渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもつて受渡しをするときは、受渡日翌日から5営業日以内にこれを行うものとする。
第88条の35・第88条の36 省略	第88条の35・第88条の36 省略
(委託者の受渡書類の保管) 第88条の37 委託者が受渡書類を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。	(委託者の指定倉荷証券の保管) 第88条の37 委託者が指定倉荷証券を本所の受渡しの時まで保管しなければならない。
(合意受渡) 第88条の38 受渡当事者は大阪コメに係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の34まで及び第88条の36、東京コメに係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の23、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の35までの規定に基づいて合意し、その合意が受渡し条件について合意し、その合意に基づく受渡しの特例に定めるとところにより受渡しを行うことができる。	(合意受渡) 第88条の38 受渡当事者は第8条第2項第4号のイに定める受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の34まで及び第88条の36、同号のロに係る受渡供用品にあつては、第88条の22、第88条の23、第88条の25、第88条の27、第88条の31から第88条の35までの規定に基づいて合意し、その合意に基づく受渡しの特例に定めるとところにより受渡しを行うことができる。

業務規程の一部変更

## 資料1 大阪堂島商品取引 下線部は変更箇

更	現	行
第88条の39・第88条の40 省略 <u>(削る)</u>	第88条の39・第88条の40 省略	
第89条～第153条 省略	第89条～第153条 省略 <u>第88条の41～第88条の52(削除)</u>	
<b>第10節 受渡しの決済の方法</b>	<b>第10節 受渡しの決済の方法</b>	
<b>(受渡決済の方法)</b>	<b>(受渡決済の方法)</b>	
第154条 大豆、小豆、大阪コメ、精糖及び冷凍えびの現物先物取引の受渡しにあっては、受渡方は指定倉荷証券であつて自己が処分することができるものを本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額をもつてこれをを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと自己の計算をもつてする受渡しに係るものと自己の計算をもつてする受渡しに係るものは、受方には受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。	第154条 大豆、小豆、米穀、精糖及び冷凍えびの現物先物取引の受渡しに差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額をもつてする受渡しに係るものを本所に差し出し、受託会員は、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと自己の計算をもつてする受渡しに係るものと自己の計算をもつてする受渡しに係るものは、受方には受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。	
2 省略	2 新設	
<b>3 新潟コシの現物先物取引の受渡しについては、受渡方は第88条の28第1項第3号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと自己の計算をもつてする受渡しに係るものとに区分して、受渡方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</b>	<b>3 新潟コシの現物先物取引の受渡しについては、受渡方は第88条の28第1項第3号に掲げる受渡書類を本所に差し出し、受方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出してこれを行う。ただし、受託会員は、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと自己の計算をもつてする受渡しに係るものとに区分して、受渡方は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を本所に差し出すものとする。</b>	
<b>4 本所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類等を交付し、受方に受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金を交付するものとする。ただし、粗糖にあっては、第113条第4項に規定する受方から本所に対して届け出があつた翌営業日の午後1時までに交付するものとする。</b>	<b>4 本所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類等を交付し、受方に受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金を交付するものとする。ただし、粗糖にあっては、第113条第4項に規定する受方から本所に対して届け出があつた翌営業日の午後1時までに交付するものとする。</b>	
<b>(削る)</b>	<b>(削る)</b>	
第155条・第156条 省略	第155条・第156条 省略	

# 業務規程の一部変更

資料1  
大阪堂島商品取引所  
下線部は変更箇所

変更	現行
第6章 取引証拠金	第6章 取引証拠金
第157条～第162条 省略	第157条～第162条 省略

(取引受渡証拠金)

第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし、大阪コメ、東京コメ及び粗糖の取引を受渡しによつて決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあつては当該応諾日）の翌営業日正午までに預託させらるものとする。

2 前項の取引受渡証拠金の額は、受渡代金の100分の5に相当する額とする。ただし、相場に著しい変動がある等理事会が必要と認めるとときは、渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額を変更しができるものとする。

3 第1項の取引受渡証拠金については、調整等が終了し本所が預託の必要がないと認めたときは、清算機構に通知するものとする。

( 以下、省略 )

(取引受渡証拠金)

第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし、大阪コメ、東京コメ及び粗糖の取引を受渡しによつて決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあつては当該応諾日）の翌営業日正午までに預託させらるものとする。

2 前項の取引受渡証拠金の額は、受渡代金の100分の5に相当する額とする。ただし、相場に著しい変動がある等理事会が必要と認めるとときは、渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額を変更しができるものとする。

3 第1項の取引受渡証拠金については、調整等が終了し本所が預託の必要がないと認めたときは、清算機構に通知するものとする。

( 以下、省略 )

(取引受渡証拠金)

第163条 取引受渡証拠金は、とうもろこし、大阪コメ、東京コメ及び粗糖の取引を受渡しによつて決済する渡方、受方双方から、当月限納会日（早受渡しにあつては当該応諾日）の翌営業日正午までに預託させらるものとする。

2 前項の取引受渡証拠金の額は、受渡代金の100分の5に相当する額とする。ただし、相場に著しい変動がある等理事会が必要と認めるとときは、渡方、受方双方又はその一方の取引受渡証拠金の額を変更しができるものとする。

3 第1項の取引受渡証拠金については、調整等が終了し本所が預託の必要がないと認めたときは、清算機構に通知するものとする。

( 以下、省略 )

附 則(平成28年7月20日)

平成28年7月20日開催の理事会において決議した業務規程の新設及び変更是、農林水産大臣の認可の日(平成28年月日)から施行する。ただし、改正後の業務規程第8条第2項第4号ハに掲げる取引にあつては、平成28年10月21日より開始するものとし、当初の取引対象限月は、改正後の業務規程第7条第1項第1号ニの規定にかかわらず、平成29年6月限、8月限及び10月限とする。